

## 千葉県文化芸術に関する基本計画策定について

### 1 新計画の位置づけ、計画期間

#### (1) 新計画の位置づけ

現行の「第2次ちば文化振興計画」に基づき行ってきた取組も大切にしつつ、条例第7条に基づく新たな計画として策定する。

新計画の策定にあたっては、条例の趣旨に沿うだけでなく、千葉県の現状把握、関係法令や県の総合計画、他分野における文化芸術の取組と調整を図る。

#### <根拠法令>

- 「千葉県文化芸術の振興に関する条例」制定（H30. 10. 19 施行）
  - ・県による「文化芸術に関する施策に関する基本的な計画」策定
- 「文化芸術基本法」改正（H29. 6. 23 施行）
  - ・観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との連携強化
  - ・法律に基づく「地方文化芸術推進基本計画」の策定（努力義務）

#### <関係法令>

- 「文化財保護法」改正（H31. 4. 1 施行）
  - ・文化財をまちづくりに活かしていくこと
- 「障害者による文化芸術活動の推進に係る法律」制定（H30. 6. 13 施行）
  - ・鑑賞、創造、発表の機会の確保
  - ・文化、福祉、教育等の各分野の連携・協力体制整備に必要な施策の実施
- 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」制定（H24. 6. 27 施行）
  - ・文化発信拠点としての文化施設の機能の一層の充実
  - ・地域の特性に応じた施策の策定、劇場等の積極的な活用

#### <関係計画等>

- 「輝け！ちば元気プラン」
  - ・県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的計画
- 「文化芸術推進基本計画」
  - ・文化芸術基本法の策定を受けた、総合的かつ計画的な施策の推進計画

#### <現行計画>

- 「第2次ちば文化振興計画」
  - ・計画期間 平成28年度～令和2年度

#### (2) 計画期間

<令和3年度から令和7年度までの5年間>

### 2 現状分析（文化芸術アンケート等各種調査の結果（速報））

※調査結果は資料2-1を参照

### 3 目指す姿

文化芸術を取り巻く状況は、文化芸術基本法をはじめとした関係法令の改正・制定等により、文化財の活用推進や障害者の文化芸術活動の促進など、様々な状況の変化が生じている。また、本県においても、平成30年10月に「千葉県文化芸術の振興に関する条例」が制定されたところである。

文化芸術活動は、従来から、人に活力や心の豊かさを与えるものとしての意義が謳われてきたが、近年はさらに、あらゆる創造活動の源として、企業経営の考え方に取り入れられ、観光や産業への展開、地域活性化の効果も期待されている。

経済の成熟により、交通網などの社会基盤の充実だけではなく、街が持つクリエイティビティや文化的な環境を豊かにすることが、街の価値を高め、持続的な成長をもたらすようになっていくと見込まれる。また、居住地近くで文化芸術の活動ができることや、これを楽しむための施設などの文化的インフラがあることは、地域の活力を充実させ、今後の高齢化社会の到来に際しても、住民の生活満足度の上昇に直結していくことが想定される。

また、文化芸術は災害からの復興にも大きな役割が期待されている。平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、震災後に兵庫県が作成した「阪神・淡路震災復興計画」において、基本目標の1つに「世界に開かれた、文化豊かな社会づくり」を位置づけ、文化芸術の復興と文化再生の拠点となるまちづくりの取組が、震災後10年に渡って進められた。

さらに、東日本大震災からの復興でも、文化芸術が心の支えとなり、地域コミュニティ再生のきっかけとなったことが報告されている。

千葉県においても、令和元年9月から10月に相次いだ台風により、住宅の被害のために大きな不安を抱えながら生活している方や、地域の文化財が被害を受けている事態が発生している。文化芸術を通じて地域の行事に参加することや、被災した文化財の復旧により地域の象徴を取り戻すことは、地域のアイデンティティーを取り戻す契機となり、復興の原動力となる。

このように文化芸術は、そのものの価値があるだけでなく、地域や地域住民の魅力や活力を高める力を内包している。文化芸術の振興により、県民が心豊かになるとともに、地域の魅力向上及び持続的な発展、居住地として選ばれる地域となることが期待できる。

上記の視点から本県を見た場合、特長と課題は、次の点と考えられる。

### <特長>

- ・若者による活発で高いレベルの音楽活動や、文化芸術団体、商工団体・観光団体などの多様な主体による文化芸術の実践がなされている。
- ・広大な県土に、それぞれ特徴ある文化が根付き、地域の方々が、その文化を守り、継承する努力を続けている。『ちば文化資産』に選定された「佐原の山車行事」「鬼来迎」「上総掘り」などは、重要無形民俗文化財にも指定されており、歴史的な生活文化や地域の特色を示した特筆すべきちばの文化といえる。
- ・増加傾向にある本県に訪れる外国人旅行者や在住する外国人、さらに東京2020大会のレガシーは、ちばの文化芸術を多様で豊かにするものとして期待される。また、海外への玄関である成田国際空港や隣接する首都圏などの立地条件等により、文化の流入、交流が容易で、新たな文化を生みやすい土壌を有している。

### <課題>

- ・本県の人口は、平成26年度以降は増加傾向にあるものの、今後確実に訪れる少子高齢化の影響や、地域による人口の偏りなどによって、当該地域の文化の担い手不足や、伝統文化の保存継承などへの懸念がある。
- ・今回の調査結果では、文化芸術を行いたいと思う方の約半数が継続的な活動をしていない等、文化芸術を享受できる環境が十分とは言えない状況にある。

昨年制定された「千葉県文化芸術の振興に関する条例」においては、条例制定の目的として「郷土への誇りと愛着を深め、先人が創りあげた文化の継承と新たな創造を決意し」、本条例を制定するとされている。

「文化」は、「余暇」「余興」というだけではなく、生活全般の基盤となるものである。条例の目的に記載されたように、県民が、地域に誇りと愛着を持って、地域に根付いた文化を大切にしつつ、新たな観点で新たな「ちば文化」の担い手となっていくことが、地域を支え、将来にわたって、地域の活性化を図ることができるものと考えられる。

そのため、本県としては、文化芸術を取り巻く状況や条例の制定目的、本県の現状を踏まえ、本計画における「目指す姿」を、次のとおりとしたい。

**あらゆる人々が文化芸術に親しみ、交流することで創り育む  
心豊かな県民生活と活力ある地域社会**

## 4 5つの視点

目指す姿の実現に向けて、条例第2条に定められた「基本理念」を踏まえ、文化芸術に関する施策に取り組む際に重視すべき視点を次の5つと考えている。

アイデンティティー 多様性 継承 創造 展開

## 5 施策の柱

5つの視点を持って臨む文化振興施策については、次の5つの柱に整理し推進していくこととしたい。

### (1) あらゆる人々が文化芸術を享受できる環境づくり

～文化芸術活動を行う人々の自主性や専門性が尊重されるとともに、障害の有無や年齢、国籍等に関わらず、誰もが文化芸術を実践・鑑賞することができる環境を整備する～

### (2) ちばの多様な文化芸術が輝き続ける地域づくり

～県内各地で守られてきた伝統文化や新たに育まれている芸術を活用した地域活性化などにより、未来にちば文化を継承する体制を整備する～

### (3) 新たな文化芸術の価値を創造できる社会づくり

～産業や観光・教育等、他分野との連携により文化が社会の様々な場面で輝く機会を創出する～

### (4) 次代を担う子どもや若者がちばの文化にふれる機会づくり

～新たな文化芸術の担い手となる子ども・若者に文化芸術にふれる機会を創出する～

### (5) ちばの強みを生かした文化の創造・発信

～県内で活発な若者の音楽活動や、多様で豊かな新たなちば文化が生まれ育まれやすい土壌など、ちばの強みを活かしたちば文化の創造を推進し、発信する～

## 6 今後のスケジュール

令和元年	12月	2日	令和元年度第2回懇談会（現状分析、目指す姿の整理）
令和2年	3月		令和元年度第3回懇談会（計画概要案について意見照会） 文化団体、市町村へ概要案送付、意見照会
	4月～6月		計画案（本文案）の作成
	7月		懇談会、文化団体、市町村へ計画案について意見照会
	12月～1月		パブコメ実施、計画最終案の作成
令和3年	3月		令和2年度第3回懇談会（計画最終案） 計画策定、計画印刷・配付